防犯灯補助金（更新・修繕）の申請手続きについて

不具合発生から補助金交付までの流れ

町内会等

①不具合(不点灯や点滅、光量低下等)のあった防犯灯の管理番号や電柱番号を台帳で確認

②防犯灯の更新または修繕を業者に発注
【発注先】
・鶴岡電気工事協同組合
・電気工事店

業者
（鶴岡電気工事協同組合または電気工事店）

③工事を受注、内容を確認

④不具合の確認、工事実施
（灯具不良⇒灯具更新）
（配線故障⇒断線等修繕）

⑤工事完了後、業者より工事完了を連絡

町内会等

⑥工事完了の確認

業者

⑦町内会等へ請求書等を送付

町内会等

⑧業者へ工事代金を支払い

⑨補助金申請書類一式、補助金請求書を作成
※補助金申請様式は原本をコピーして使用するか、市HPからダウンロード
⇒鶴岡地域：コミュニティ推進課へ提出
⇒各地域：各地域庁舎総務企画課へ提出
※業者への支払いが完了した日から3週間以内の申請をお願いいたします。

特に年度末(3月)に業者への支払いを完了したものは、必ず3週間以内に申請をお願いいたします。
※申請が遅れると、補助金の交付ができない場合がありますのでご注意ください。

市

⑩補助金申請書類の内容を確認
⑪交付決定手続
⑫町内会等へ交付決定書類と振込日の通知
⑬補助金の振込
※交付決定書類の送付、補助金の振込は申請書類提出日の翌月となります。

町内会等

⑭補助金の入金確認